

別紙 2

令和6年度 VR等を活用した研修システム作成事業業務にかかる
企画提案書等評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年度VR等を活用した研修システム作成事業業務にかかる企画提案書等評価委員会(以下、「評価委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 評価委員会は、VR等を活用した研修システム作成事業に係る委託業者の選考に必要な評価を行うための機関として設置する。

(組織)

第3条 評価委員会は、社会福祉法人横浜博萌会(子どもの虹情報研修センター)職員2名、子ども家庭庁虐待防止対策課1名、外部有識者4名の計7名の評価委員で構成する。

(運営)

第4条 評価委員長は、委員の互選により選任し、会務を総括する。

(審査方法)

第5条 評価委員会は、「令和6年度 VR等を活用した研修システム作成事業企画評価点の評価基準及び配点」に定める各項目につき点数で業者を評価し、評価委員全員の合計点数の最も高い業者を委託契約候補者として選考する。なお、同点の場合は、1位配点とした評価委員が多い業者を委託先として選考する。

(報告)

第6条 評価委員長は必要に応じて、検討の結果を関係者に報告するものとする。

(事務局)

第7条 評価委員会の庶務を行うため、事務局を社会福祉法人横浜博萌会(子どもの虹情報研修センター)に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営等に関し必要な事項は、評価委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月13日から施行する。